

特定健診・長寿健診に係る自己負担金の無料化について

平成29年度住民税が非課税の世帯の方（平成28年分の所得について、世帯全員が非課税の場合）は健診の自己負担金が無料となります。

- 該当する方の受診券の自己負担金欄には「無料」の表示があります。
- 健診日に「無料」の受診券を持参すれば、健診費用が無料となります。
肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、胃がんリスク（ABC）検査を同時に受診する際の自己負担金も無料となります。

※無料化の要件（平成29年度住民税が非課税の世帯の方）に該当する方で、受診券の自己負担金欄に「無料」の表示がない方は、受診券（無料）の交付申請手続きが必要となります。

- ・ 受診券（無料）の交付申請は、別紙「受診券（無料）交付申請書」にご記入のうえ、下記の提出先へご提出ください。郵送での提出も可能です。
- ・ 「受診券（無料）交付申請書」は受診予定日の2週間前までにご提出ください。
- ・ 区で確認ができた方には、「無料」表示のある受診券、受診票を送付いたします。

注意事項

- ・ 「受診券（無料）交付申請書」は平成29年度住民税が非課税の世帯（同じ世帯の方全員が非課税）に当てはまる方だけがご提出ください。
- ・ 「受診券（無料）交付申請書」は申請書1枚につき1名の申請となります。
2名の方が申請する場合には2枚ご提出ください。
- ・ 税の申告をされていないと課税状況が確認できないため、無料とならない場合があります。
- ・ 平成29年1月1日時点で世田谷区以外の区市町村にお住まいだった方は、住民税の確認ができないため、事前に特定健診係までお問い合わせください。
（前住地の非課税証明書（世帯全員分）の提出が必要となる場合があります。）

◎ 自己負担金無料化の対象に該当される方でも、「無料」表示のない受診券で健診を受診し、自己負担金を支払った場合、後日、自己負担金をお返すことはできません。

提出先

「受診券（無料）交付申請書」は下記へ郵送するか、
国保・年金課特定健診係（世田谷区役所第2庁舎1階）の窓口にお持ちください。

〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 保健福祉部 国保・年金課 特定健診係 行

問合せ先

世田谷区 保健福祉部 国保・年金課 特定健診係 TEL 5 4 3 2 - 2 9 3 6